

農業集落調査の廃止に対する委員提案による新たな調査方法の検討について

委員提案の調査手法	委員提案の趣旨	検 討 結 果
市町村を調査対象とした統計調査に変更	総務省と国土交通省が合同で実施している「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」では、75,000 集落を対象に 100 項目の調査が実施されており、農業集落調査も市町村に聞けば調査が実施できるのではないかと。	<p>「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」は、統計調査ではなくアンケートとして実施されているもので、集落の人口、立地状況（駅、バス停、ガソリンスタンドの有無など）、集落存続の見通しなど、各市町村の担当者が普段から把握している範囲内の情報により報告されているものであり、数値不明と整理されているものも一定程度含まれています。</p> <p>一方、農業集落調査は、農業集落ごとに、寄り合いの開催回数、寄り合いの議題、集落活動や地域資源の保全活動の取組状況など詳細な項目を調査しており、市町村担当者は、農業集落から聞き取らないと、これらの調査項目に回答することはできないことから、市町村を調査対象にすることは適切ではないと考えています。</p>
市町村に委託した統計調査に変更	市町村から精通者に関する個人情報が入手できないことで調査の継続が困難になってきているのであれば、市町村へ調査を委託すれば調査が実施できるのではないかと。	市町村へ委託する調査方法については、総務省（自治部局）、都道府県、市町村等と調整した上で、統計法施行令を一部改正して地方公共団体が処理する事務に位置づける必要がありますが、そもそも市町村からは既に地方公共団体が処理する事務に位置づけられている農林業経営体調査について、大幅に簡素化するよう毎年要望を受けている状況にあり、このような中で新たに調査を委託できる状況にはないものと考えています。

委員提案の調査手法	委員提案の趣旨	検 討 結 果
調査対象を多面的機能支払交付金制度の参加組織の代表者に変更	多面的機能支払交付金制度に取り組んでいる地域であれば、農業集落活動は行われているので、参加組織の代表者に聞けば調査できるのではないか。	<p>多面的機能支払交付金制度に取り組んでいる地区に含まれる農業集落は、農業集落調査の対象である全国約 14 万集落のうち約 7 万集落となっており、当該制度が取り組まれていない約半数の農業集落については調査が実施できません。</p> <p>農業集落調査は、当該制度の取組の有無に関係なく全ての農業集落を対象に調査を実施する必要があり調査手法としては適切ではないと考えています。</p>
農林業経営体調査対象者の中から農業集落精通者を選定する方法に変更	農業集落精通者の多くが農林業経営体や客体候補者名簿に記載されている者であれば、その中から農業集落精通者を選定すれば調査が実施できるのではないか。	<p>2020 年農林業センサスにおける農業集落精通者のうち、農林業経営体調査の対象となっている者は約 4 割、農林業経営体以外で客体候補者名簿に記載されている者（自給的農家等）は約 3 割となっており、残りの約 3 割は上記以外の者となっています。</p> <p>この客体候補者名簿に記載がない約 3 割の者については、農業集落精通者に関する基礎情報が得られないという現行調査における課題は解決できません。</p> <p>更に、客体候補者名簿には、農業集落精通者に該当するかどうかに関する情報が記載されていないことから、客体候補者名簿から農業集落精通者を特定することはできないと考えています。</p>

委員提案の調査手法	委員提案の趣旨	検 討 結 果
<p>例えば 10 集落単位、旧市町村単位、学校区単位などまとまった単位で農業集落精通者を設定する方法に変更</p>	<p>農業集落ごとに精通者を設定することが困難であればもう少し広い範囲で設定すれば調査を実施できるのではないか。</p>	<p>調査の受持設定範囲の大小にかかわらず農業集落精通者を設定するには、市町村等から情報を得なければ把握することができないため、現行調査における課題解決にはならないものと考えています。</p> <p>また、広範囲で農業集落精通者を設定しようとしても、複数集落について、集落ごとに、寄り合いの開催回数、寄り合いの議題、集落活動の他との連携状況、地域資源の保全活動の状況など詳細な項目を把握している者はいないものと考えています。</p> <p>なお、現行調査においても、複数農業集落をまとめて農業集落精通者を設定することを可能としていますが、そのような農業集落精通者は限定的となっています。</p>